

# 「信託契約のモデル条項例 公証人及び弁護士による勉強会を経て提示するモデル条項例」の検討(4)

～「民事信託」実務の諸問題(9)～

金 森 健 一

第 1	検討の趣旨・目的	第 1 3	信託費用の償還
第 2	信託目的	第 1 4	信託報酬 (以上、本号57頁以下)
第 3	信託契約	第 1 5	受益者
第 4	信託財産 (信託不動産)	第 1 6	信託監督人、受益者代理人
第 5	信託財産責任負担債務 (以上、第35巻第2号15頁以下)	第 1 7	管轄裁判所 (以上、本稿)
第 6	信託財産 (金銭)	第 1 8	受託者
第 7	信託財産 (株式)	第 1 9	信託の変更
第 8	追加信託 (「信託の追加」)	第 2 0	信託の開始
第 9	委託者 (以上、第35巻第2号35頁以下)	第 2 1	信託の終了
第 1 0	善管注意義務	第 2 2	残余財産の帰属
第 1 1	分別管理義務	第 2 3	まとめに代えて
第 1 2	受託者の利益相反行為		

「信託契約のモデル条項例(4)」<sup>1)</sup>について検討する。

## 第 1 5 受益者

### 1 説明

受益者は、受益権を有する者である (信託法 2 条 6 項)。この定義に従えば、受益者について信託契約に定めるべきであるのは、①受益権 (信託法 2 条 7 項)

1) 日公連民事信託研究会・日弁連信託センター「信託契約のモデル条項例(4) 公証人及び弁護士による勉強会を経て提示するモデル条項例」(以下「モデル条項例(4)」とする。)判タ 1486 - 5 以下。なお、「同(1)」判タ 1483 - 27 を「モデル条項例(1)」、「同(2)」判タ 1484 - 5 を「モデル条項例(2)」、「同(3)」判タ 1485 - 5 を「モデル条項例(3)」とそれぞれ表記することがある。

の内容である、受益債権の内容及びいわゆる監督権と呼ばれる権利の内容、②誰にその受益権を取得させるか及び③どのような場合（条件・期限）に受益権を取得させるかについてである。

受益者が誰であるかのみを定めて、受益権の内容が明らかでない信託契約書も散見される。受益者が受託者に対し請求し信託財産から得られる利益は、受益債権（信託財産に係る給付をすべきものに係る債権（信託法2条7項））に基づいて取得されるのであるから、できる限りその内容を明確にするべきである<sup>2)</sup>。

## 2 受益者の特定のためにその本籍を記載することについて

「解説」は、受益者の特定事項に関して、氏名、住所及び生年月日があれば足りるとしながら、「本籍も記載しておく方が他の者が後に関係者を追跡するのに便宜である<sup>3)</sup>」とし、これは「委託者の特定」と同様であるとする<sup>4)</sup>。しかし、これは前稿<sup>5)</sup>で述べたように、本籍がセンシティブ情報であることから、賛成できない。

## 3 “信託財産に係る受益権”という表現

「モデル条項<sup>6)</sup>」は、委託者兼当初受益者の死亡後にその長男及び二男がそれぞれ取得する受益権について「信託財産目録〇の不動産に係る受益権」とする。「解説」は、この「モデル条項」の趣旨について、民事信託では後継ぎ遺贈が実現できるとされていることを挙げるにとどまる。このような定め方についていくつか留意するべきと考えられる点を述べる。

2) 拙稿「受益債権の内容の定め方について」信託フォーラム11号108頁。

3) 「モデル条項例(4)」5頁右列8行目以下。

4) 「モデル条項例(4)」5頁注1。

5) 拙稿「信託契約のモデル条項例 公証人及び弁護士による勉強会を経て提示するモデル条項例」の検討(2)～「民事信託」実務の諸問題(7) 駿河台法学第35巻第2号46頁。

6) 「モデル条項例(4)」6頁左列20行目。該当する条項例は、次のとおりである。

3 前項の場合には、第二次受益者として長男B及び二男Cが、以下のとおり、新たな受益権を取得する。

長男B 信託財産目録記載1（土地）及び同2（自宅）の不動産に係る受益権

二男C 同3（土地）及び同4（アパート）の不動産に係る受益権

まず、受益権と紐づけされない信託財産に属する財産が生じないようにするべきである。たとえば、モデル条項の想定事例<sup>7)</sup>において、受託者が委託者兼当初受益者 A の存する間（二男 C が受益権を取得する前）に、信託財産目録記載 3 及び同 4 の不動産を売却したとする。それらの不動産の売買により受託者が取得した代金は、信託財産に属する（信託法 16 条 1 号）。その後、委託者兼当初受益者 A が死亡し、第二次受益者が新たな受益権を取得したとする。先の代金が当初受益者のために使いきれずに残っていた場合に、この残金に相当する受益権を取得するのは誰であるのか。当該「不動産に係る受益権」であるから、同不動産の売却代金についても二男 C が取得する受益権と紐づいていると考える余地がある（「モデル条項」はそのような発想で起案されているかもしれない）。しかし、C が受益権を取得する時点では当該不動産は信託財産に属していないのであるから、C の受益権はもはや取得することが不能な権利になってしまっていると解釈される余地が生じる。この場合、当該不動産の売却代金は、長男の受益権の内容にもならないから、受益権と紐づけられない信託財産に属する財産ということになってしまう<sup>8)</sup>。

次に、「モデル条項」は、当初受益者 A が死亡したときは、長男 B 及び二男 C が存在し、これらの者が受益権を取得することのみを想定しているように見受けられる。しかし、人の死の順序が年齢順となるとは限らないことは容易に想定できるし、指定された者が受益権を放棄（信託法 99 条 1 項本文）することもありうる。受益者と指定された者が死亡又は放棄することにより、受益権の帰属先が定まらない事態が生じる。そのような事態に対応できるように、予備的な定めもするべきである。

さらに、一步踏み込んで「モデル条項」を検討するに、この「モデル条項」は、第 1 項にて当初受益者を A とすることを、第 2 項にて当初受益者の受益権はその死亡により消滅することを定めている。第 3 項は、当初受益者の死亡後の第二次受益者が B 及び C であることに加えて、各受益者が取得すべき受益権の内容を定める。前述した、受益権を取得する者が定まらなかったり、受益

7) 「モデル条項例(1)」28 頁。

8) 受益者が複数存在する場合にその一部の者が受益権を放棄した場合についてであるが、村松秀樹・富澤賢一郎・鈴木秀昭・三木原聡『概説 新信託法』（きんざい、2008 年）209 頁注 2 参照。

権との紐づけができない信託財産に属する財産が生じたりすることが生じないようにするには、第3項にて、第二次受益権の取得先を定めれば足りる。受益権の内容は次の「受益権」の条項<sup>9)</sup>で定められることになっているのであるから、そちらで信託財産に属する財産について受益者は受託者に対しどのような請求をすることができるのかが明らかにされる。「モデル条項」の第3項の受益権の内容を定める規定は無理に定めない方がよいと考える。

## 第16 信託監督人、受益者代理人

### 1 説明

信託法は、受託者の信託事務処理について受益者自らが監視監督し、必要に応じて受益権を行使すべきものとしている(信託法92条各号参照)。しかし、高齢者や障がい者等が受益者である場合には、自ら受益権を行使することを期待することができないことがある。そのような受益者の能力を補完し、受託者による信託事務処理が適正になされるようにするために、信託監督人や受益者代理人の利用は必須といえる。

もっとも、信託監督人については、上記状況に対応することを想定して制度が設けられたのに対し、受益者代理人については、必ずしも特定の受益者のための代理人となるべきことを想定していたとは限らないように思われ<sup>10)</sup>、それは、受益者本人の権限を制約してしまう規律(信託法139条4項)にも表れている。名称に「代理人」と付いていることから浮かぶ「代理人」としてのイメージ(代理の場合、代理される本人は独立した権限をなお有している。)と、「受益者代理人」に関する実際の規律内容(受益者本人の権利の剥奪(信託法139条4項)を伴う<sup>11)</sup>)の違いを意識するようにしたい。

9) 「モデル条項例(4)」7頁左列3行目以下。

10) 寺本昌広『逐条解説 新しい信託法 [補訂版]』(商事法務、2008年)321頁。このことを指摘するのは、小野傑「信託法における受益者代理人制度の意義と課題－信託管理人、信託監督人との比較において－」信託フォーラム16号59頁。

11) 小野・前掲注10)は、受益者が不特定多数の商事信託での利用が立法趣旨でありこの点では合理性が認められるが、民事信託での利用において、受益者代理人が受益者の利益に反し権利を阻害する行動をとったときの歯止めについても議論する必要があるとする。

## 2 報酬の定めとの区別と職務態様の対応関係

「モデル条項」は、信託監督人の報酬はタイムチャージ方式（事務処理1時間あたり〇万円とする。）とし<sup>12)</sup>、受益者代理人の報酬は月額制（月額〇万円とする。）とする<sup>13)</sup>。その理由について、「解説」は、信託監督人の監督事務は、受託者に対する監督が必要な場面においてスポット的に行うものであるのに対し、受益者代理人は受益者の権利に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、日常的に幅広い事務処理を予定していることを考慮したものであるという<sup>14)</sup>。

しかし、信託監督人の監督事務が「監督が必要な場面においてスポット的に行うもの」であるとする点は疑問がある。

信託監督人の事務が「スポット的」なものであるとする認識は、信託監督人の権限が信託法132条に定められた同法92条各号に掲げる権利<sup>15)</sup>の行使という限定的なものであって、「監督が必要な場面」のみに事務処理をすることになるとの理解によるものと思われる（受益者代理人について、「受益者の権利に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、」「日常的に幅広い事務処理を予定している」との記述（下線は筆者）から見ても、信託監督人の事務は限定的なものと思えていられると思われる。）。

しかし、信託監督人は、信託管理人や受益者代理人と同様に「受益者の利益を保護し受託者の信託事務の処理を監督すべき地位にある者<sup>16)</sup>」であり、また、「受益者が年少者、高齢者あるいは知的障害者である場合のように、（中略一筆者）受益者自身が受託者を適切に監督することが期待できないような場合に<sup>17)</sup>」選任される者である。これを前提とすれば、信託監督人は、常に受託者

---

12) 「モデル条項例(4)」7頁右列24行目。

13) 「モデル条項例(4)」7頁右列36行目。

14) 「モデル条項例(4)」8頁注4。

15) さらに、信託法92条17号、18号、21号及び23号が除かれている（同法132条1項括弧書）。

16) 寺本・前掲注10) 306頁。

17) 寺本・前掲注10) 307頁。村松ほか・前掲注8) 263頁も同旨（特定の受益者が存在していても、未成年者や高齢者である場合などでは、かかる受益者が（中略一筆者）受託者を十分に監督することは難しく、受益者に代わって受託者を監督する者を選任するニーズがある。）。

による信託事務処理について監視していなければならない、その過程で受託者による任務懈怠があれば、これを正すために、善良な管理者の注意をもって、各権利を行使しなければならないのである（信託法 133 条 1 項）。誰かに声を掛けられて出番が来たといって“スポット”参戦して、その分の時給を稼げばよいという立場ではないのである。監督のための監視が必要な信託監督人の職務の遂行には、受託者に対する継続的な関与が必要であることは強調されるべきであろう。

昨今、民事信託設定に関与した者が当該民事信託における信託監督人に就任し、受託者と結託して第二次以降の受益者による権利行使を妨げる、又はその受益者の意向に耳を傾けないという信託監督人の本来的職務からすればあるまじき事例があると聞く<sup>18)</sup>。また、民事信託の設定だけでなく設定後、信託期間中にも専門家が関与するべきであることから<sup>19)</sup>、設定に関与した専門家がその信託における信託監督人に就任するべきであるという意見があると聞く<sup>20)</sup>。

これらの意見が、信託監督人の仕事は「スポット的」なものであるとの認識から来るものであり、そのような認識を持つ者が信託監督人に就任することは、

18) 信託監督人に士業者等を役員とする法人（あたかも民事信託のプロであるかのような名称が付いている。）が就任しているものの、その事務所やホームページ等が無く、連絡すらとれないという事例もある。

19) これについては異論を挟む余地が無い。

20) 信託監督人に就任するのが受託者の親族（配偶者や子）では監督の実が上がらず、却って受託者による権限濫用を助長することになりかねないため、第三者である専門家が就任するのが望ましいという発想もあるかもしれない。たしかに、成年後見制度での監督（後見監督人や任意後見監督人等）に倣えば、そのとおりである。しかし、後見制度と民事信託とを同列に論じるのは無理がある。たとえば、信託監督人である専門家が職務執行として受託者に対し権限行使をする場合にその報酬は誰がどのように負担するのであろうか。信託監督人の報酬は信託財産が負担するのが原則である（信託法 137 条・127 条 3 項 4 項）。自分に対しその責任を追及してきた者（信託監督人である専門家）に対しその報酬を自己が管理する財産（信託財産）から積極的に支払う者が果たしているだろうか。信託監督人である専門家は、報酬債権が信託債権であるとして信託財産に対し強制執行するのであろうか。それまでの間は、タダ働きするのであろうか。もし、“民事信託の設定を業とする者は、その民事信託の信託監督人に就任するべし”というルールが何らかの形で制定された場合、それにより民事信託設定が業務として成り立たなくなり、一般の人にとって民事信託が利用しにくいものとなったり、あるいは、そのようなルールのない他の業者に利用者が走ってしまったりすることにはならないだろうか。

信託監督人の制度趣旨に反するばかりか、場合によっては受益者の権利や利益を不当に制限する方向での信託監督人を生み出しかねないものである。そのような認識から生じる問題点をここに明らかにしておき、詳細は別の機会に検討することとしたい。

## 第17 管轄裁判所

### 1 説明

民事信託に関する紛争が生じ、その解決のために訴訟によるほかないとなる場合は容易に想定することができる。信託契約は信託関係人の権利義務関係を設定し、信託法その他の法令が適用されるのであるから、法的紛争と無縁でありえない。契約書に合意管轄の定めを置くことが広く行われるように、信託契約書においても合意管轄の定めが置かれる。

これは、当然のことながら、民事訴訟法11条の議論であるが、民事信託の具体的状況や他の契約類型における義務履行とは異なる信託の特殊性を踏まえると、他の契約とは異なる視点をもって、合意管轄を定めるのがよいのではないか。

### 2 誰のための規定なのか

「解説」は、専属的合意管轄を定めておくことの意義<sup>21)</sup>、その合意の効力が及ぶ者の範囲<sup>22)</sup>、自益信託と他益信託のそれぞれにおける意義<sup>23)</sup>、他益信託の場合の受益者に当該条項の効果を及ぼすための方策<sup>24)</sup>について述べる。

専属的合意管轄を定める意義は「当事者が予期していなかった遠方の裁判所での手続きになることを予防できる<sup>25)</sup>」ことにあるとし、また、「受託者が当該（委託者の一般承継人でない<sup>26)</sup> 一筆者注）受益者予定者から海外において

---

21) 「モデル条項例(4)」9頁左列24行目以下。

22) 「モデル条項例(4)」9頁右列5行目以下。

23) 「モデル条項例(4)」9頁右列14行目以下。

24) 「モデル条項例(4)」9頁右列27行目以下。

25) 「モデル条項例(4)」9頁左列29行目。

26) 「モデル条項例(4)」9頁右列31行目。受益者が委託者の一般承継人であるときは、信託契約の当事者である委託者の一般承継人として専属的合意管轄が及ぶ（「モデル条項例(4)」9頁注9）から、そのような場合には本文中引用した「条件」を付す

訴訟を提起されることを避けたいというケースでは、受益者の指定に際し、このような条件（管轄裁判所の専属的合意をすること—筆者注）を付する（以下略<sup>27)</sup>）こともあり得るといふ。

ところで、これらの専属的合意管轄を定める条項は、誰の利益を図るものなのだろうか。「解説」が掲げる受益者予定者が海外で訴訟を提起するという前記例が如実に表すように、おそらく受託者が受益者、とくに、委託者ではない受益者から訴えを提起された場合に、受託者が「予期していなかった遠方の裁判所での手続きになることを予防できる」として、受託者の利益への配慮を念頭に置いているように見受けられる。もう少し検討してみたい。

委託者、受託者及び受益者を当事者とする訴訟の多くが委託者や受益者が原告、受託者が被告となるのであって、その逆になることはそれほど多くはないと思われる<sup>28)</sup>。受託者が被告となることは、信託法が受託者の義務と責任についての規定を多く置いていることから容易に想定できる。民事訴訟法は、被告の普通裁判籍（被告の住所、居所又は最後の住所である（4条2項））の所在地を管轄する裁判所を原則的な管轄裁判所としながらも（4条1項）、財産権上の訴えについてのその義務履行地（5条1号）や不動産に関する訴えについてのその不動産の所在地（5条12号）をも管轄裁判所とする。たとえば、受益者からの受益債権に係る給付の請求に係る訴えや、帰属権利者からの残余財産に属する財産の引渡請求に係る訴えを提起する場合は、持参債務の原則（民法484条1項）により、受益者や帰属権利者の住所が義務履行地であると考えられる。

しかし、受益者の住所が義務履行地とは言い難い請求の場合は、被告の住所  
 ることが不要なのであろう。

27) 「モデル条項例(4)」10頁左列1行目。

28) 委託者が被告となりうる場合は、信託財産抛出義務の履行請求、信託契約の無効（有効）確認請求等であり（信託契約が有効に成立すれば、信託関係は受託者と受益者との間で展開されるため（寺本・前掲注10）325頁）、委託者が権利義務を負うことが限られる。）、受益者が被告となりうる場合は、合意に基づく費用償還請求や信託報酬支払請求、信託契約の無効確認請求等である（受益権が、改正前の信託法での「権利義務の総体」ではなく（村松ほか・前掲注8）153頁注1）、「権利の総体」として構成されたため（神田秀樹・折原誠『信託法講義〔第2版〕』（弘文堂、2019年）131頁）、その受益者が信託外で合意しない限り、受託者に対し義務を負うことがない。）。

又は居所を管轄する裁判所に対し訴えを提起せざるを得なくなる。たとえば、損失てん補等請求(信託法 40 条 1 項)及び受託者の行為の差止請求(同法 44 条)は、その義務の内容からして受託者が所在する場所以外で履行することができないから、義務履行地は受託者の住所又は居所になるだろう<sup>29)</sup>。

また、受託者の権限違反行為の取消し(信託法 27 条)、禁止された利益相反行為の無効や取消し(信託法 31 条 4 項・6 項・7 項)、競合行為についての介入権(信託法 32 条 4 項)に係る訴えについては、これらの権限を行使するなどしても、その対象財産(信託財産に属する財産)を受益者に対し引き渡すことを求めるものではなく、受託者の信託財産に帰属させることを求めるものであるから、義務履行地は受益者の住所地とは言えないであろう。

このように考えると、民事信託契約における専属的合意管轄の定めは、被告になる受託者の住所地を管轄する裁判所で訴訟を行うのでは不都合であると考えられるときにこそ求められるものといえそうである。

民事信託契約書の作成に当たり、受託者の利益に配慮する条項が含まれることに反対するものではないが<sup>30)</sup>、委託者兼当初受益者となる者を依頼者とする場合に、誰の利益になる条項であるかを見誤り、自身の依頼者(その相続人を含む。)が不利益を被ることのないように、専属的合意管轄の定めをするべきであろう。

翻って考えてみるに、そもそも「専属的」合意管轄の定めをする必要があるのだろうか。一方当事者の側に立って、その者を利するために管轄を制限することを意図するならばともかく、民事信託契約書のドラフティング、とくに委

29) 兼子一ほか『条解 民事訴訟法〔第2版〕』(弘文堂、2011年)88頁は、義務の性質から履行地が定まる場合もあるとして、不作為義務で場所を限定しない場合は、義務者の行動に関するからその住所又は居所を履行地と認めるべきであるとする。これに倣うと、固有財産から信託財産への帰属替えを受託者に求める損失てん補等請求(同法40条)や、受託者に対し不作為義務を負わせる差止請求(信託法44条)は、いずれもその受託者が存する場所以外でこれらの義務を履行することができないため、受託者の住所又は居所が義務履行地になると考えられる。

30) たとえば、受託者側の代理人になる場合には当然に配慮すべき事柄である(民事信託の契約締結交渉において、委託者側にも受託者側にも代理人が就くことがありうる(委託者となる者が常に依頼者であるとは限らないこと)については、拙稿「ここからはじめる!民事信託実務入門 第1回 業務の始まり」信託フォーラム16号101頁参照。

託者側に立ってそれを行うのであれば、むしろ、付加的な合意管轄<sup>31)</sup>を定め、委託者や受益者が訴えを起しやすくすることも検討されてよいように思われる。

〔付記〕

今回検討の範囲に含まれている「受益者」が、FATF 勧告上の「実質的支配者」(Beneficial owner)に当たるかどうかにより、これからの日本の民事信託実務は大きく左右されることになるかもしれない。民事信託が使いにくくならないことを切に願う。

---

31) 管轄の合意の内容は、法定管轄に付加してさらに当事者間に管轄裁判所を合意する「付加的管轄の合意」と、法定の管轄裁判所とは異なる特定の裁判所を専ら管轄裁判所とする趣旨の「専属的合意管轄」とがある(河野正憲『民事訴訟法』(有斐閣、2009年)65頁)。